

特記仕様書

(適用)

第1条 本特記仕様書は、「令和7年度 広島高速5号線水文調査業務」に適用する。

- 2 本業務の実施にあたっては、広島高速道路公社「調査・設計・測量業務等共通仕様書（及び別添）[令和6年8月]」及び広島高速道路公社「広島高速道路事業における調査基準及び設計照査要領[平成17年10月]」によるほか、この特記仕様書によるものとする。

(履行期間)

第2条 本業務の履行期限は、契約締結の日から令和10年3月31日までとする。(完了検査期間として9日間を含む。)

(総合評価落札方式)

第3条 本業務は、技術資料を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する、総合評価落札方式（特別簡易型）の適用業務である。別添特記仕様書に総合評価落札方式に係る特記事項について示す。

2 評価内容の担保

入札時の技術資料については、契約後に提出する業務計画書に反映させるものとし、履行状況の確認及び業務完了時に検査を行うものとする。

技術資料の内容が受注者の責により、実施されなかった場合は、契約書に基づき修補の請求、又は修補に代え若しくは修補とともに損害賠償の請求を行うことができる。また、業務成績評定の減点対象とし、減点方法は未実施の評価項目毎に5点を減じるものとする。

3 総合評価落札方式において評価対象としている業務分野に係る業務実施場所、業務実施及び照査体制

(1) 管理技術者、担当技術者及び照査技術者は、それぞれ兼務することはできない。

(2) 管理技術者は1名とし、担当技術者及び照査技術者は最大3名まで配置できる。また、配置した管理技術者、担当技術者及び照査技術者は、必ずTECRIS登録を行うこと。ただし、「管理技術者及び照査技術者選任（変更）通知書」は、主となる照査技術者1名について記載する。

(3) 管理技術者は、病休、死亡又は退職等の極めて特別な場合を除き原則変更できないものとし、変更する場合には同等以上の技術者を配置すること。担当技術者及び照査技術者は、変更する場合には同等以上の技術者を配置すること。

(4) 業務履行期間中に業務実施場所、業務実施体制を変更する場合には、入札時に提出した技術資料のうち、変更となる事項に係る様式及び添付資料を「業務打合せ簿」で調査職員に提出すること。この場合、変更内容に応じて、業務成績評定を未実施の評価項目毎に5点を減じることがある。

4 担当技術者

(1) 管理技術者のもとで業務を担当する者を担当技術者として定義する。

(2) 受注者は、「技術資料様式第8号」に記載した主となる担当技術者1名について、「別記様式第1～2号」に必要事項を記載し調査職員に提出すること。

(3) 担当技術者は、設計図書及び「技術資料様式第4号」に記載した業務分担に基づき、適正に業務を実施しなければならない。

5 管理技術者及び担当技術者に係る手持ち業務件数

手持ち業務とは、管理技術者又は担当技術者となっている契約金額500万円以上の他の業務をいう。なお、技術者変更に伴う手持ち業務件数の判断期間は、当該業務の公告日から変更の届け出日までの期間とする。

(業務内容)

第4条 本業務は、広島高速5号線トンネル部（広島市東区中山西二丁目～東区二葉の里二丁目）周辺における水文調査を行うものである。

業務内容は、別紙「実施要領」のとおりとする。

(管理技術者の配置)

第5条 本業務の実施にあたっては、契約約款第10条の管理技術者を定めるものとする。

地質調査業務の管理技術者には、技術士（総合技術監理部門：建設部門関連科目、総合技術監理部門：応用理学部門関連科目、建設部門、又は応用理学部門）又は国土交通省登録資格※技術者（施設分野：地質・土質）の資格を有する者を配置すること。

(照査技術者の配置)

第6条 本業務の実施にあたっては、契約約款第11条の照査技術者を定めるものとする。

地質調査業務の照査技術者には、技術士（総合技術監理部門：建設部門関連科目、総合技術監理部門：応用理学部門関連科目、建設部門、又は応用理学部門）又は国土交通省登録資格※技術者（施設分野：地質・土質）の資格を有する者を配置すること。

(関係機関協議)

第7条 本業務の実施にあたって、関係機関への協議に必要な資料は、受注者において作成すること。

(資料の貸与及び返却)

第8条 貸与資料は次のとおりとする。その他、資料が必要な場合は、調査職員と協議の上、貸与するものとする。

- ・高速5号線水文調査業務（その19）報告書

(成果物)

第9条 本業務の成果物については、下記のとおりとする。なお、調査職員の指示により、業務途中においても必要に応じて調査職員に提出するものとする。また、報告書作成については、調査職員と十分協議した上で行うこと。

- ① 報告書（A4版） 2部
- ② 電子媒体（CD-R） 2部

(打合せ協議)

第10条 打合せ協議は業務着手時・中間5回・成果品納入時の計7回を見込んでいる。なお、業務着手時及び成果物提出時には、管理技術者が立会うこと。

(関連業務等との調整)

第11条 観測結果については、広島高速5号線シールドトンネル区間計測管理業務において、地表面変位との関連性を検討することに用いる。詳細については調査職員より別途指示する。

(情報共有システム)

第12条 本業務は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図る情報共有システムの対象である。なお、運用にあたっては、「広島県工事中情報共有システム運用ガイドライン」に基づき実施すること。

2 本業務で使用する情報共有システムは次とする。

広島県工事中情報共有システム

<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/asp/index.html>

3 調査職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者との契約は、受注者が行い、利用料を支払うものとする。

(緊急連絡体制)

第13条 本件業務の遂行に際しては、機器故障など万が一の危機管理対応が必要となることから、緊急連絡体制や緊急対応マニュアル等を調査職員と協議の上で作成し、提出すること。

(労働環境改善（ウィークリースタンス）について)

第14条 本業務は労働環境改善(ウィークリースタンス)を目的とした業務であり、次により実施する。

(1) 初回打合せ時に、本取組の内容を発注者から受注者に説明するとともに、取り組む意思、内容を別紙-1「ウィークリースタンス推進チェックシート(初回打合せ時)」(以下「別紙-1」という。)を基に確認し設定する。取組期間については、初回打合せ時(実施内容を設定した日)から工期末までとする。

ノー残業デーは、受発注者がそれぞれ定める日を原則として週1日以上設定する。

なお、広島高速道路公社における週のノー残業デーは水曜日としている。

(2) 受注者は、別紙-1に取組内容を整理し、打合せ記録簿で提出し、受発注者間で共有する。

(3) 中間打合せ等を利用し、受発注者間で取組のフォローアップ等を行う。

(4) 成果物納入時の打合せにおいて、実施結果(効果・改善点等)を受発注者双方で確認し、別紙-2「ウィークリースタンス推進チェックシート(実施結果)」に記入し打合せ記録簿で提出し、共有する。

なお、別紙-1及び別紙-2については、「広島高速道路公社ホームページ」の「技術管理」「技術管理資料」に掲載してある様式を利用する。

(部分引渡し)

第15条 次のとおり部分引渡しを行うこと。

2 契約の日から令和7年12月31日までに実施した以下の項目の業務においては、令和8年3月31日までに部分引渡しを行うこと。

(1) 地質調査業務

1) 地質調査

- | | |
|--------------------------------|-------|
| ・自記水位計観測(水圧式水位計) 牛田・二葉の里地区 | N=42回 |
| ・自記水位計観測資料整理(水圧式水位計) 牛田・二葉の里地区 | N=42回 |
| ・自記水位計観測(水圧式水位計) 中山地区 | N=35回 |

| | |
|--|---------|
| ・自記水位計観測資料整理（水圧式水位計）中山地区 | N=35 回 |
| ・簡易水位観測（携帯用接触水位計） | N=112 回 |
| ・揚水量試験 | N=32 回 |
| ・流量観測（容器法） | N=49 回 |
| ・流量観測（断面法） | N=7 回 |
| ・簡易水質試験 | N=280 回 |
| ・水質検査（11 項目） | N=32 検体 |
| 2) 解析等調査 | |
| ・観測データ解析 牛田・二葉の里地区 | N=2 箇所 |
| ・観測データ解析 中山地区 | N=9 箇所 |
| 3 令和8年1月1日から令和8年12月31日までに実施した以下の項目の業務においては、令和9年3月31日までに部分引渡しを行うこと。 | |
| (1) 地質調査業務 | |
| 1) 地質調査 | |
| ・自記水位計観測（水圧式水位計）牛田・二葉の里地区 | N=72 回 |
| ・自記水位計観測資料整理（水圧式水位計）牛田・二葉の里地区 | N=72 回 |
| ・自記水位計観測（水圧式水位計）中山地区 | N=60 回 |
| ・自記水位計観測資料整理（水圧式水位計）中山地区 | N=60 回 |
| ・簡易水位観測（携帯用接触水位計） | N=192 回 |
| ・揚水量試験 | N=64 回 |
| ・流量観測（容器法） | N=84 回 |
| ・流量観測（断面法） | N=12 回 |
| ・簡易水質試験 | N=480 回 |
| ・水質検査（11 項目） | N=64 検体 |
| 2) 解析等調査 | |
| ・観測データ解析 牛田・二葉の里地区 | N=2 箇所 |
| ・観測データ解析 中山地区 | N=9 箇所 |

(その他)

第 16 条 その他、本特記仕様書及び共通仕様書に定めのない事項、また業務の実施にあたって疑義を生じた場合については、別途調査職員と協議することとし、受注者独自の判断によって処理してはならない。なお、本業務の契約数量等に変更が生じた場合には、調査職員と協議の上、契約変更の対象とすることもある。

ウィークリースタンス推進チェックシート（初回打合せ時）

1 基本事項

実施日

| | | | |
|------|-----|--|--|
| 業務名 | | | |
| 履行期間 | ～ | | |
| 発注者 | 課名 | | |
| | 役職名 | | |
| | 氏名 | | |
| 受注者 | 会社名 | | |
| | 役職名 | | |
| | 氏名 | | |

2 ノー残業デー

| | |
|----------|------------------------|
| 発注者 | 受注者 |
| ノー残業デー※1 | 水曜日、給与及び賞与支給日、ノー残業デー※1 |

※1 毎月の定時退社・退庁の曜日または日を記入すること

3 ウィークリースタンス取り組み実施内容（■実施項目）

| 実施項目 | 特記事項（日付け等の設定） | 実施※3 |
|--|---------------|------|
| （1）ノー残業デーは、勤務時間外の連絡及び16時以降に掛かる打合せをしない | | |
| （2）ノー残業デーに資料作成依頼を行う場合は、翌日を期限日としない | | |
| （3）金曜日（休日前）に資料作成依頼を行う場合は、翌週月曜日（休日明け）を期限日としない | | |
| （4）資料作成依頼を正規の勤務時間以外には行わない | | |
| （5）資料作成依頼を行う場合には、適切な時間を確保し期限を設定する | | |
| （6）その他の項目※2 | | |
| | | |
| | | |

※2 (1)～(5)以外で取り組む内容がある場合に記入すること

※3 初回打合せを踏まえ実施する項目を「■」とすること

4 緊急時等の対処方法

| |
|-----------|
| 緊急時等の対処方法 |
| |

※ 業務の内容や特性を踏まえ、緊急的な対応、第三者等の要求に伴う対応及び休日又は夜間作業等により、設定した取組が実施出来ない場合の対処方法（依頼や期限に関する特例、代休、振替休日の措置等）について双方で確認し設定

ウィークリースタンス推進チェックシート（実施結果）

1 基本事項

実施日

| | | | |
|------|-----|--|--|
| 業務名 | | | |
| 履行期間 | ～ | | |
| 発注者 | 課名 | | |
| | 役職名 | | |
| | 氏名 | | |
| 受注者 | 会社名 | | |
| | 役職名 | | |
| | 氏名 | | |

2 ノー残業デー

| | | | |
|----------|----------------|----------|--|
| 発注者 | | 受注者 | |
| ノー残業デー※1 | 水曜日、給与及び賞与支給日、 | ノー残業デー※1 | |

3 ウィークリースタンス取り組み実施内容（■実施項目）

| 実施項目 | 特記事項（日付け等の設定） | 実施※1 |
|--|---------------|------|
| （1）ノー残業デーは、勤務時間外の連絡及び16時以降に掛かる打合せをしない | | |
| （2）ノー残業デーに資料作成依頼を行う場合は、翌日を期限日としない | | |
| （3）金曜日（休日前）に資料作成依頼を行う場合は、翌週月曜日（休日明け）を期限日としない | | |
| （4）資料作成依頼を正規の勤務時間以外には行わない | | |
| （5）資料作成依頼を行う場合には、適切な時間を確保し期限を設定する | | |
| （6）その他の項目 | | |
| | | |
| | | |

※1 成果物納入時の打合せにおいて、発注者双方で確認し実施した項目を「■」とすること

4 実施結果

| |
|---------|
| 効果・改善点等 |
| |

※ ウィークリースタンスに取組だ、効果・改善点等を記入すること

実施要領

本業務は、広島高速5号線トンネル部（広島市東区中山西二丁目～東区二葉の里二丁目）周辺における水文調査を行うものである。なお、調査期間は令和7年6月から令和10年3月までとする。

1) 現地踏査

現地踏査を行い現地の状況を把握すること。

2) 実施計画書の作成

本件業務に関する詳細な実施計画を作成すること。

3) 自記水位計観測（水圧式水位計）

地下水位観測孔11箇所について、毎月1回の頻度で、設置している自記水位計の観測データを回収する。

データ回収後は、これまでの地下水位の変動が分かるようグラフにとりまとめ、毎月調査職員に報告すること。

4) 簡易水位観測（携帯用接触水位計）

別添平面図に示す16箇所の天端開放井戸について、毎月1回の頻度で触針式水位計を用いて水位を観測する。観測結果は、過年度調査データも含めて水位の変動が分かるようグラフにとりまとめること。

5) 揚水量試験

別添平面図に示す16箇所の天端閉塞井戸について、年4回（渇水・豊水期等）の頻度で揚水量を観測する。観測結果は、過年度調査データも含めて揚水量の変動が分かるようグラフにとりまとめること。

6) 流量観測

毎月1回の頻度で、別添平面図に示す8箇所の谷筋等において沢水・トンネル湧水の流量を調査する。

調査結果は、過年度調査データも含めて流量の変動が分かるようグラフにとりまとめること。

7) 簡易水質試験

毎月1回の頻度で、別添平面図に示す8箇所の沢水・トンネル湧水及び32箇所の井戸水について、水温・水素イオン濃度(pH)・電気伝導度(Ec)を観測する。

観測結果は、過年度調査データも含めて各観測項目の変動が分かるようグラフにとりまとめること。

8) 水質試験

別添平面図に示す32箇所の井戸水について、年2回（渇水・豊水期）の頻度で水道法に基づく省略不可項目（一般細菌、大腸菌、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物（全有機炭素（TOC）の量）、pH値、味、臭気、色度、濁度、亜硝酸態窒素）を観測する。

9) 観測データ解析

観測データと降水量の関係から、各々の特性を明らかにする。

10) 報告書作成

1)から10)に示した調査項目の内容について報告書として取りまとめること。

11) その他

1)から9)に示した調査項目の箇所数及び頻度について、現地の状況等により変更となる場合には、調査職員と協議すること。